

## クラブチーム等登録規則

### (目的)

第1条 この規則は、障害者スポーツクラブチーム及びサークル等(以下「クラブチーム等」という。)を岡山県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)に登録し、もってその活動を支援するために必要な事項を定める。

### (登録の対象)

第2条 登録の対象は、次の各号いずれにも該当するクラブチーム等とする。

- (1) 主たる活動が障害者スポーツ競技であること。
- (2) 活動方針、入会方法、会費等を適正に定めた会則を設けていること。
- (3) 代表者を含め15名以上の会員を有し、かつ、会員の半数以上が岡山県内に住所を有している障害者であること。
- (4) 自主的かつ定期的な活動を年間10回以上岡山県内で行っていること。
- (5) 営利を目的としていないこと。

2 前項(3)に定める会員数には、協会に登録済みの他のクラブチーム等の会員は含めないものとする。

3 第1項にかかわらず、既に登録済みのクラブチーム等が会員数の減少により同項(3)を満たさなくなった場合であっても、引き続き会員の募集やスポーツ活動を実施する場合に限り、当該クラブチーム等は登録の対象とする。

### (登録手続き)

第3条 登録を希望するクラブチーム等は、別紙様式1に必要な書類を添えて申請し、協会事務局長の審査を受けなければならない。なお、この手続きに要する費用は徴しないものとする。

2 協会は、前項の申請があったときは速やかにこれを審査し、登録の可否を決定する。

### (登録情報の変更)

第4条 前条により登録された登録情報に変更が生じた場合は、当該のクラブチーム等は協会事務局長あてに、速やかに別紙様式2に必要な書類を添えて変更申請しなければならない。

2 第7条(4)の助成金を申請する場合は、会員名及び活動計画の変更については申請を省略することができる。

### (登録の辞退)

第5条 クラブチーム等の都合により登録を辞退する場合は、当該クラブチーム等は協会事務局長あてに、別紙様式3により辞退を届け出なければならない。

### (登録の取消)

第6条 登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、協会事務局長がこれを取り消すことができるものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 公序良俗に反する行為及び法令に違反する行為があったとき。
- (3) 協会及び第三者に不利益を及ぼす行為があったとき。
- (4) その他協会事務局長が登録にふさわしくないと認めたとき。

(登録クラブチーム等への支援)

第7条 協会は登録されたクラブチーム等に対し、次の支援を行うものとする。なお、これらの事務遂行上必要な事項は、別途協会事務局が定める細則によるものとする。

- (1) 活動の広報(紹介)
- (2) スポーツ用品の貸出
- (3) 会場借り上げの便宜
- (4) 活動費の助成
- (5) その他クラブチーム等の育成に必要な支援

(個人情報)

第8条 協会に登録された個人情報は、協会事務局が責任をもってこれを管理し、登録されたクラブチーム等への活動の支援に必要な事項以外にこれを利用できないものとする。

(免責)

第9条 登録されたクラブチーム等の活動中の事故等については、協会は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めのない事項及び事務遂行上必要な事項が生じた場合は、協会事務局がこれを定めるものとする。

(附則)

この規則は、平成24年4月1日より施行する。